平成２２年（フ）第８９４号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番12号　Ｋフラットビル301号
債務者　池畑　隆子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台１丁目25番19号
債務者　四反田英樹
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市喜入町7392番地１　アースマーベラス104号
債務者　古市　高大
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県鹿児島市下福元町10011番地
債務者　濵田　正和
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目３番８号
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
北海道小樽市高島１丁目６番５号　大谷義美方、住民票上の住所札幌市白石区東札幌３条４丁目６番22号　塚本ホーマット東札幌－６Ａ号
債務者　大谷　靖子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４４６号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目19番２号　コーポスカイキープ203号
債務者　川村沙弥香
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８７号
茨城県かすみがうら市下稲吉1167番地２
債務者　鈴木　確司
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
茨城県結城市大字結城13522番地３
債務者　中山　　登
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０号
群馬県桐生市川内町３丁目325番地の１
債務者　金子　晴重
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２１号
群馬県桐生市川内町３丁目325番地の１
債務者　金子　和美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２０号
千葉県君津市中野３丁目12番36号　102
債務者　栗原　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３８号
富山県南砺市福光1426番地５
債務者　高松　　昭
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２７号
金沢市入江１丁目317番地、従前の住所金沢市増泉２丁目21番25号
債務者　山崎　修一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
金沢市笠市町４番10号　スコーレハイツロイヤル笠市410号室、従前の住所金沢市西念２丁目25番22号、従前々の住所金沢市玉川町10番33号
債務者　髙木　千丸
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町984番地１
債務者　東谷惠里子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
山梨県甲府市中小河原１丁目８番35号サントノーレ中小河原Ⅱ103
債務者　松戸　富惠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係